

千葉県水道局中期経営計画 2011 進行管理方針  
〔内部評価〕（案）

平成 23 年 5 月

千葉県水道局管理部総務企画課



## 1 趣旨

本方針は、「千葉県水道局中期経営計画 2011」(平成 23年 4月策定。以下「計画」という。)に基づき実施する施策・事業(以下「施策等」という。)の実績等を評価することにより、計画の適切な進行管理を行おうとするものである。

施策等の内容と実績等の評価結果を分かりやすく公表することにより、お客様への説明責任を果たし、水道に対するお客様の理解や協力を深めることにつなげることを目的とする。

なお、評価は、計画に定める実施機関及び内部評価機関による「内部評価」と、第三者評価機関による「外部評価」により実施されるものであるが、ここでは内部評価の進行管理方針について定めるものとする。

## 2 進行管理体制

進行管理は、下記の評価体制により行うものとする。

### (1) 内部評価

実施機関は施策等の担当課とし、「千葉県中期経営計画事業等進行管理総括表」(以下「進行管理総括表」という。)により当該年度の事業内容等を策定し、事業実施後は「施策評価調書(主要施策別)」(様式1)により実施状況の把握及び実績等の自己評価を行う。

内部評価機関は政策調整会議とし、実施機関による自己評価を踏まえた施策等の実績等の評価を行う。

### (2) 外部評価

第三者評価機関は、学識経験者、ライフライン、消費者代表及び大口需要者等の有識者により構成された評価機関(以下「外部評価委員会」という。)とし、内部評価結果の評価を行う。

## 3 評価の項目等

評価に当たっては、「達成状況」、「成果」及びこれらを踏まえた「今後の進め方」を評価項目として設定する。

各評価項目に応じた評価の視点を下表のとおり設定する。

評価項目	評価の視点
達成状況	進捗状況はどうか
成果	効率的に進め成果が得られているか
今後の進め方	今後の進め方(施策の方向性)はどうか

評価項目の設定対象は基本的に主要施策とするが、達成状況については主な取組を対象とする。

なお、主な取組の内容が調査・研究である場合は、評価の対象外とする。

また、計画期間満了後(平成28年度)の評価は、5か年間の実績等を総括することとし、最終年度(平成27年度)実施分の評価は行わない。

## 4 評点

内部評価の評点は、以下のとおりとする。

### (1) 達成状況

数値目標があるもの

- a：達成している（当初予定の100%以上）
- b：概ね達成している（当初予定の80%以上100%未満）
- c：達成していないが進展している（当初予定の50%以上80%未満）
- d：進展していない（当初予定の50%未満）

数値目標がないもの

- a：達成している
- b：概ね達成している
- c：達成していないが進展している
- d：進展していない

なお、評価の判定は、 の区分を一応の目安として行う。

### (2) 成果

数値目標があるもの

- a：成果が出ている（当初予定の100%以上）
- b：概ね成果が出ている（当初予定の80%以上100%未満）
- c：成果が小さい（当初予定の50%以上80%未満）
- d：成果が出ていない（当初予定の50%未満）

数値目標がないもの

- a：成果が出ている
- b：概ね成果が出ている
- c：成果が小さい
- d：成果が出ていない

なお、評価の判定は、 の区分を一応の目安として行う。

### (3) 今後の進め方

- a：維持（計画どおり継続）
- b：拡大（事業を拡大し継続）
- c：縮小（事業を縮小し継続）
- d：休止または廃止（事業休止または廃止）
- e：その他

## 5 評価作業

### (1) 各施策等の実績等の把握と評価

施策等の担当課は施策等の実績等について評価を行い、別紙様式1の「施策評価調書（主要施策別）」を作成する。

(2) 施策評価調書（基本目標別）の作成

総務企画課は、(1)に基づき内部評価機関において行われた評価結果を踏まえ、計画に定める基本目標別に別紙様式2「施策評価調書（基本目標別）」を作成する。

6 所掌事務

(1) 実施機関（事業担当課）

「進行管理総括表」の策定

施策評価

指標・目標の設定

実績の把握、結果の評価

「施策評価調書（主要施策別）」（様式1）の作成

外部評価委員会説明資料の作成

(2) 事務局（総務企画課）

進行管理の庶務

評価結果の取りまとめ等

「施策評価調書（基本目標別）」（様式2）等の作成

評価結果の公表資料等の作成

(3) 内部評価機関（政策調整会議）

「進行管理総括表」の決定

指標・目標の確定

事務局で取りまとめた各評価調書等を踏まえた評価

施策等の継続・見直し・休止または廃止等の方向性の判断

7 各作業の実施予定期間

作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
担当課における施策評価調書(主要施策別)の作成(実施状況の把握 自己評価)																								
担当課作成の施策評価調書に対するヒアリング及び調整																								
総務企画課(政策室)による施策評価調書(基本目標別)の作成																								
政策調整会議(内部評価機関)による評価及び評価結果まとめ																								
外部評価委員会開催(外部評価の実施(2回程度開催))																								
外部評価を踏まえた局内の方針決定																								
外部評価委員会開催(評価最終確認)																								
評価結果の公表																								
翌年度進行管理総括表の策定及び決定																								
外部評価委員会開催(翌年度進行管理総括表の報告)																								
<2年度事業について>																								
2年度進行管理総括表の策定及び決定																								
外部評価委員会開催(2年度進行管理総括表の報告)																								

## 8 評価結果の活用

評価結果については、公表するとともに、予算編成や計画の見直しなどにおいて、積極的に活用する。